

令和2年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月7日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
同意第1号	4
承認第1号	5
議案第1号	6
議案第2号	7
議案第3号	8
議案第4号	15
議案第5号	15
議案第6号	16
議案第7号	17
議案第8号	19
一般質問	19
請願第1号	25
広域連合長あいさつ	27
閉会の宣告	28

議事日程〔第1号〕

令和2年2月7日（金曜日）午前9時45分開議

ホテルメルパルク名古屋2階「平安」の間

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 諸般の報告 | |
| 第5 | 同意第1号 | 副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて |
| 第6 | 承認第1号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて |
| 第7 | 議案第1号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 第8 | 議案第2号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第9 | 議案第3号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 議案第4号 | 令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 第11 | 議案第5号 | 令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第12 | 議案第6号 | 令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第13 | 議案第7号 | 令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第14 | 議案第8号 | 第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について |
| 第15 | 一般質問 | |
| 第16 | 請願第1号 | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（30名）

堀田伸一	成田たかゆき	伊藤建治
大沢秀教	岩村みゆき	服部修寛
水野良一	宮本英彦	松本英隆
沢田清	瀧塚政明	衿宜田拓治
杉浦辰夫	三宅健司	稲吉照夫
稲垣一夫	深津真一	青木直人
伊藤紋次	早川喬俊	竹内滋泰

森 下 田嘉治	北 野 よしはる	三 輪 芳 裕
岡 田 ゆき子	鹿 島 としあき	田 山 宏 之
藤 沢 ただまさ	塚 本 つよし	日 比 美 咲

欠席議員（４名）

稲 垣 衿 子	遠 藤 明	近 藤 武
竹 内 慎 治		

説明のため出席した者

広域連合長	河 村 たかし
副広域連合長	竹 本 幸 夫
事務局長	小野坂 潔
会計管理者兼出納室長	松 澤 真由美
総務課長	大 澤 英 樹
管理課長	山 田 耕 平
給付課長	長谷川 誠

職務のため出席した者

議会事務局長	宮 澤 信 夫
議会事務局書記	中 村 賀 彦

午前9時45分 開会

○議長（堀田伸一） ただいまの出席議員数は29人であります。議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されております。地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

伊藤建治議員、大沢秀教議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田伸一） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

稲垣衿子議員、遠藤明議員、近藤武議員、竹内慎治議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第292条において、準用する同法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（堀田伸一） 河村広域連合長。

（河村広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（河村たかし） おはようございます。広域連合長を務めております名古屋市市長の河村たかしでございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、大変御多忙中の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろより後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の定例会では、保険料率の改定などを内容とする後期高齢者医療に関する条

例の改正案につきまして御審議をお願いいたします。

保険料率につきましては、前回の平成30年度・令和元年度改定の際に、診療報酬マイナス改定や制度見直しの影響などから、制度創設以来、初めて引き下げとなりました。

今回の改定では、剰余金に加えて県の財政安定化基金も活用することにより、可能な限り保険料の増加抑制を図ったところでございますが、医療の高度化などに伴う医療費の増加や、現役世代の減少に伴う後期高齢者負担率の上昇などのため、保険料率を引き上げる内容となっております。

当広域連合といたしましては、適正な医療給付を始めとして、引き続き各種事業の効果的・効率的な推進に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、このほか副広域連合長選任の人事同意案件、専決処分の承認案件、会計年度任用職員制度の導入に関する条例案、令和元年度補正予算案及び令和2年度当初予算案並びに広域計画の変更案を上程しております。

よろしく御審議いただき、御議決を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（堀田伸一） 次に、日程第5、同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（堀田伸一） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） 同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんください。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任するものとされております。

山脇実副広域連合長の任期が、豊川市長としての任期満了に伴い、昨年10月19日をもって満了いたしましたので、副広域連合長に竹本幸夫豊川市長を選任いたしたく、御提案申し上げます。

竹本幸夫氏は、人格高潔で、市長就任前の副市長在任時を含めて豊富な経験をお持ちの方であり、副広域連合長の適任者と存じます。選任につきまして、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（堀田伸一） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田伸一） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

副広域連合長が入場しますので、しばらくお待ちください。

(竹本幸夫副広域連合長 入場 自席へ)

○議長(堀田伸一) それでは、副広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○副広域連合長(竹本幸夫) 議長。

○議長(堀田伸一) 竹本副広域連合長。

(竹本副広域連合長 演壇であいさつ)

○副広域連合長(竹本幸夫) 副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りました豊川市長の竹本幸夫でございます。どうかよろしくお願いいたします。

私は、副広域連合長として、その職責の重さを痛感いたしまして、広域連合長を補佐し、また、市町村とも十分に連携をとりながら、後期高齢者医療制度の円滑な進行に努めてまいっている所存でございます。

どうか議員各位におかれましては、格別の御支援・御協力を賜りまして、協力いただきますことをお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(堀田伸一) 次に、日程第6、承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(小野坂 潔) 議長、事務局長。

○議長(堀田伸一) 事務局長。

○事務局長(小野坂 潔) 承認第1号について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」でございます。

ページ下の提案理由にございますように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により地方公務員法が改正されることに伴い、条項ずれが生じたこと等に伴う規定の整備を行うため、条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊の議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料の3ページをごらんください。

2の改正内容にございますように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正され、成年被後見人または被保佐人であることによる欠格条項が削除されたことに伴い、(1)愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、(2)愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例、(3)愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例につきまして、1枚おめくりいただきました5ページから8ページの新旧対照表にありますとおり、規定の整備を行ったものでございます。

3 ページにお戻りいただきまして、3 の専決処分とした理由をごらんください。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置としての成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律は令和元年12月14日施行でありますので、当広域連合におきましても、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、同日に条例を施行する必要がございました。

しかしながら、法律の公布が6月14日であり、議案に係る準備・調整に要する期間により、条例の改正の議案を7月臨時会または8月定例会に上程することが困難な状況でございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により今議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第1号について、御説明申し上げます。

議案書の9ページをごらんください。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。

ページ下の提案理由にございますように、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員に関し、その給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例案につきましては、11ページから18ページにございますが、内容につきましては、議案参考資料の9ページをごらんください。

1の概要にございますように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から新たに制度化された会計年度任用職員に関し、給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

2の制定内容でございますが、会計年度任用職員の職務の級及び号給、報酬、期末手当並びに旅費等としての費用弁償などについて、条例で定めることとするものでございます。

施行日は、3にありますように、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第2号について、御説明申し上げます。

議案書の19ページをごらんください。

議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

ページ下の提案理由にございますように、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の規定を整備するため、条例を改正するものでございます。

改正案につきましては、21ページから26ページにございますが、内容につきましては、議案参考資料の11ページをごらんください。

1の概要にございますように、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から新たに制度化された会計年度任用職員に関し、関係する条例の規定を整備するものでございます。

2の改正内容でございますが、（1）愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員の休職の効果について規定を定めるものでございます。

（2）愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、同職員に対する減給の効果について規定を定めるものでございます。

（3）愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業を取得した同職員に対し、勤勉手当の支給の特例等について適用外である規定を定めるものでございます。

（4）愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例につきましては、同職員に対する報酬等については、この条例とは別に定めること等について、規定の整備を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、（5）愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例につきましては、同職員に対し、この条例は適用しないものとする規定を定めるものでございます。

(6) 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告する同職員に関する規定を定めるものでございます。

施行日は、3にありますように、令和2年4月1日でございます。

参考として、次の13ページから23ページに、関係する条例の各箇所についての新旧対照表を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第3号について、御説明申し上げます。

議案書の27ページをごらんください。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ページ下の提案理由にございますように、保険料率の改正並びに保険料の賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減基準の見直し等を行うものでございます。

条例案につきましては、29ページにございますが、内容につきましては、議案参考資料の25ページをごらんください。

1の概要にございますように、保険料率の改定は、令和2年度及び令和3年度の2年間の財政運営期間の開始に伴うもので、その他の見直しは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴うものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)の保険料率改定につきましては、所得割率を8.76%から9.64%に、被保険者均等割額を4万5,379円から4万8,765円に、それぞれ改定するものでございます。

(2)の保険料の賦課限度額の見直しにつきましては、中間所得者の負担を軽減する観点から、賦課限度額を62万円から64万円に引き上げるものでございます。

(3)の被保険者均等割額の軽減基準の見直しにつきましては、被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額を引き上げるものでございます。

(4)の附則の整理につきましては、平成31年度の保険料に係る特例の規定の削除等を

行うものでございます。

施行日は、3にありますように、令和2年4月1日でございます。

参考として、次の26ページから28ページに後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表を、29ページから33ページには令和2年度及び令和3年度の保険料について記載をしておりますが、このうち31ページをごらんください。

保険料率算定の基礎数値でございます。

令和2・3年度につきましては、保険料率への影響が大きい項目として、上から2つ目の医療給付費総額が平成30・令和元年度と比べ7.45%増加しており、1人当たりの額でも2.72%増加となったほか、4つ目の後期高齢者負担率も2.06%上昇するなどしております。

これに対して、保険料の増加抑制のため、表の中ほどの剰余金83億円及びその下にございます財政安定化基金交付金29億円を計上しておりますが、剰余金につきましては、平成30・令和元年度と比べ40.71%減額となっております。

1枚おめくりいただいて、32ページをごらんください。

ページ下の②1人当たり保険料額でございますが、令和元年度から令和3年度にかけて、段階的に被保険者均等割額の軽減特例の見直しが行われているため、軽減後の保険料額には制度改正の影響が含まれます。そのため、保険料率改定の影響を比較する場合は、軽減前保険料額をごらんいただきたいと存じます。

表の太枠部分、令和2年度の1人当たり保険料額は、上段の軽減前で10万8,363円となります。剰余金と財政安定化基金による抑制を図っておりますが、平成30年度・令和元年度実績値の10万821円と比較しますと7.48%の増、平成28・29年度実績値の10万5,376円と比較しますと2.83%の増となります。

なお、令和2年度に実際に御負担いただく1人当たり保険料額は、下段の軽減後で9万2,191円となります。平成30年度・令和元年度実績値の8万3,781円と比較しますと10.04%の増、平成28・29年度実績値の8万5,587円と比較しますと7.72%の増となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） これより質疑を行います。

議案第3号に関して、伊藤建治議員から通告がありましたので、質疑を許します。

伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それでは、議案第3号、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質問いたします。

この条例は、主に、（1）保険料率の改定、（2）賦課限度額の引き上げ、（3）均等割額の軽減基準の見直し、以上3点についての改定を行うものです。

（1）保険料率の改定については、8月の議会の一般質問で、1人当たり医療費がここ数年は横ばいで推移していることや、診療報酬改定もマイナス改定が継続していること、収支も剰余金が出ていることなどから、保険料率の引き下げができる要件はあるものと、値下げを求めました。

軽減特例の縮小、廃止や高額療養費の自己負担限度額の引き上げにより、被保険者の負担は急速に、そして大幅に増えており、せめて保険料率改定については負担軽減がなされることを期待しておりました。

連合長からも、「1円でも安く」という前向きな答弁がございましたので、今議会にどの

ような提案がなされるか期待をしておりましたが、10%もの値上げの提案でございます。

今回の改定の基本的な考え方について、何点か質問いたします。

まず、保険料率算定の基礎数値のうち、医療給付費の推移についてです。1人当たり医療給付費は、88万4,150円と見積もられています。ここ数年は、1人当たり医療費は横ばいで推移をしていました。令和元年度については、平成30年度に続く給付費の増額補正も提案されており、給付費の増加があったものと理解をしています。令和2・3年度の医療給付費の見込みについて、どのような考え方で推計されたのか、詳細をお尋ねいたします。

また、平成30年度・令和元年度の医療給付費の実績値についてお尋ねをいたします。

今回の改定では、県の財政安定化基金交付金を29億円繰り入れることとなっています。これは、保険料率上昇抑制の1つの手だてであり、歓迎するものですが、繰り入れについての考え方と根拠をお尋ねいたします。

続いて、(2) 賦課限度額の引き上げについてお尋ねいたします。

現行62万円から64万円に引き上げるものですが、今回の引き上げの影響を受ける所得、収入のラインがいかほどか。また、影響を受ける人数と影響額をお尋ねいたします。

(3) 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて、5割軽減、2割軽減の基準が見直されます。該当する方は均等割額の負担が軽減されるものですが、この影響を受ける人数と額をお尋ねいたします。

以上です。

○給付課長（長谷川 誠） 議長、給付課長。

○議長（堀田伸一） 給付課長。

○給付課長（長谷川 誠） 議案第3号について、幾つか御質問をいただきました。

私からは、保険料率改定に関する御質問のうち、医療給付費の推移並びに平成30年度及び令和元年度の1人当たり医療給付費についてお答えいたします。

今回の保険料率改定に係る基礎数値は、平成28年4月診療分から令和元年9月診療分までの実績値をもとに求めた伸び率、各月の被保険者数見込み及び診療報酬改定等を加味して算出してしております。

令和元年度においても、1人当たり医療給付費は上昇しており、今後も医療の高度化や診療報酬改定等により1人当たり医療給付費が増加傾向にあると見込まれることから、令和2年・令和3年度につきましては、1人当たり医療給付費の伸び率を2.72%と見込み、2カ年の医療給付費の総額を1兆7,475億4,369万1,000円と見込みました。

また、1人当たり医療給付費は、平成30年度の実績は86万4,376円であり、令和元年度は87万2,408円の見込みとなっております。

私からは以上でございます。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（堀田伸一） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 私からは、保険料率改定関係のうち、財政安定化基金についての御質問と賦課限度額の引き上げについて並びに均等割額の軽減基準の見直しについてお答えいたします。

まず、1点目の財政安定化基金の繰り入れについての考え方と、その額の根拠についてでございます。

この基金は、国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ財源を拠出し財政リスクに備えるほか、保険料の増加抑制にも充てられることとされております。

保険料率の算定作業を行うに当たり、当広域連合では県と協議しながら、国の方針に沿った活用をしてまいりました。制度開始当初は、激変緩和の観点から保険料増加抑制の目安や基金交付額の基準が示されておりましたが、保険料増加抑制のために新たに基金を積み増した上で取り崩す方法は、原則として認めない方針へ変更されました。

しかしながら、当広域連合では、1人当たり医療給付費の増や高齢化の進行に伴う後期高齢者負担率の上昇からなる水準を目安とし、それを超える保険料の増加を基金の活用により抑制してきた経緯がございます。

今回の保険料率算定においても同様の考え方のもと、県と協議を進めてまいりましたが、国から県への「基金の拠出は、標準拠出率0.038%によることを目安とする」旨の技術的助言を受け、国、県及び広域連合が医療給付費総額の0.038%をそれぞれ拠出し、財政リスクのために0.115%を備える運用が決定されました。

従来は、財政リスクへの備えとして、保険料賦課総額の3%を確保しておりましたが、標準拠出率どおりの運用に改めたことで、新たな積み増し分のみで財政リスクへの担保も可能となることから、令和元年度末時点の基金残高29億円全額を保険料の増加抑制に充てることとなりました。

次に、2点目の賦課限度額の見直しについてでございます。

賦課限度額の引き上げにより、これまでの賦課限度額である62万円を超える保険料となる所得・収入につきましては、所得がおおむね626万円以上、年金収入のみで換算した場合、おおむね823万円以上となります。

この額を上回る所得の方の保険料が増となりますが、対象となる被保険者数は約2万人で、影響額は約4億円です。

また、この約4億円により所得割率が9.72%から9.64%に抑えられることで、所得が33万円から626万円の範囲の中間所得層約40万人の保険料が減となります。年金収入のみで換算した場合、153万円から823万円の範囲となります。

最後に、3点目の均等割額の軽減基準見直しについてでございます。

まず、被保険者均等割額の5割軽減判定に用いる所得基準額の引き上げによる影響につきましては、令和2年度予算と比較した場合、対象者数は9万5,010人から9万7,336人となり、2,326人の増でございます。

保険料の軽減額の総額は、約23億1,700万円から約23億7,300万円となり、約5,600万円の増でございます。

続きまして、2割軽減の影響につきましては、対象者数は11万5,632人から11万7,944人となり、2,312人の増でございます。

保険料の軽減額の総額は、約11億2,800万円から約11億5,000万円となり、約2,200万円の増でございます。

以上でございます。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（堀田伸一） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それぞれ答弁をいただきました。

まず、保険料率改定についてです。

1人当たり医療給付費について、医療の高度化や診療報酬改定により給付の増加が見込まれるとのことをございました。実際、平成30年度・令和元年度の実績値についても、予算値よりも上回っているという答弁がございまして、両年度とも補正予算も組まれております。

これについて、医療給付費だけでは医療費の全体が見えにくいため、1人当たり医療費はそれぞれいかほどかお尋ねいたします。

また、医療費が増えている要因についてもお尋ねいたします。

このところ、診療報酬は大幅なプラス改定にはなっておらず、1人当たり医療費及び医療給付費を押し上げている要因は、疾病の状況によるものと思われまます。どのような疾病が医療費や医療給付費の増加に影響しているのか、お尋ねいたします。

財政安定化基金交付金については、現在、基金に積み立てている額29億円の全額を繰り入れるとのことをございます。財政安定化基金の積立金は、「これまで保険料賦課総額の3%を確保していたが、標準拠出率による拠出額に改める」との答弁がございまして。財政リスクに対応するため、医療給付費総額の0.115%を国、県、広域連合で標準拠出率の0.038%ずつ負担するということとす。

現在の積立金29億円を全て取り崩すということをございますので、標準拠出率どおりに積み立てる基金の取り扱いはどうなるのか、また、その額はいかほどであるのか、お尋ねをいたします。

○給付課長（長谷川 誠） 議長、給付課長。

○議長（堀田伸一） 給付課長。

○給付課長（長谷川 誠） 保険料率改定に関して、再度お尋ねをいただきました。

私からは、医療費等に関する御質問にお答えいたします。

まず、1人当たり医療費につきましては、平成30年度実績は94万4,634円であり、令和元年度の見込みは95万5,085円となっております。

また、令和2年度及び3年度の予算における見込みは、それぞれ96万4,290円、97万3,123円でございます。

次に、1人当たり医療費及び医療給付費が増えている要因についてでございます。

医療費が増える要因につきましては、先ほど申し上げましたように、医療技術の高度化等、さまざまな要因があると考えられており、特定の疾病のみが影響すると一概に断定できるものではございませぬ。後期高齢者の皆様は多種多様な疾病で受診されており、おのの疾病につきましても、医療費全体に占める割合や前年度比較の伸び率は上下していることから、医療費の増加については、さまざまな疾病の状況等の影響を受けているものと考えられます。

しかしながら、個別の疾病の状況につきましては、透析治療を行う慢性腎臓病、骨折、糖尿病の3つが上位であり、この3疾病が医療費全体に占める割合は15.62%となっております。

また、その中でも特に糖尿病につきましては、昨年度の同時期の実績に比べ7.69%増加しており、透析治療を行う慢性腎臓病と合わせますと、医療費全体の11.35%を占める状況となっております。これらの疾病の増加につきましては、1人当たり医療費及び医療給付費の

増加に一定の影響を与えるものと考えております。

私からは以上でございます。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（堀田伸一） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 私からは、財政安定化基金の運用に関して、お答えをさせていただきます。

基金を管理している県に確認したところ、令和元年度末時点の基金残高の見込額は、約29億300万円とのことでした。

令和2・3年度の財政運営期間においては、基金の取り崩しや積み立ては2カ年に分けて行われます。

基金の取り崩しにつきましては、令和2年度に約14億3,800万円、令和3年度に約14億6,500万円を予定しております。

また、基金の積み立てにつきましては、標準拠出率によることとなっており、国、県、広域連合の三者により、各年度ともに約9億9,500万円を予定しております。

なお、令和3年度末時点の残高は、約19億9,200万円と見込んでおります。

以上でございます。

○議員（伊藤建治） 議長。

○議長（堀田伸一） 伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） まず、基金についてでございますが、基金については、今年度末の残高の見込みが29億円、令和3年度末の見込みが19億9,200万円とのことでございます。基金のボリュームが縮小した分は、保険料の増加抑制になったものと理解をいたしました。

1人当たり医療費については、ここ数年は94万円台で推移しており、ここまで急速に上昇するとは思っておりませんでした。医療費の増加について、疾病の状況は、透析を行う慢性腎臓病、骨折、糖尿病が上位ということでございます。透析を行う腎臓病の患者さんの方の中には、ある程度の割合で糖尿病が起因している方が含まれているものと推察をいたしております。Ⅱ型の糖尿病は、遺伝的な要因に運動習慣でありますとか食生活などの生活習慣が加わって発症するもので、早期にその改善を図れば重症化を避けられることが期待できます。そのためには、健診が重要な役割を果たしていきます。改めて、35%程度にとどまっている健診受診率を上げていくことが必要だと感じました。

とは言いましても、医療給付費が増えたら保険料が際限なく上がっていくという仕組みには無理があります。社会保険の扶養家族や国民健康保険の枠組みであれば全体で支えていくことができていたものを、高齢者だけを切り離した。そして、社会保険は身軽になった。他の世代よりも医療が必要な高齢者だけでつくられた医療保険ですので、医療技術の高度化などの要因に対する影響の振れ幅が大きくなる。それが保険料にそのまま反映されてしまうわけですから、制度そのものに無理があると感じております。後期高齢者医療制度を社会保障制度として機能させるためには、国がより責任を果たすべきものと強く感じます。

最後に、今回の保険料率改定について、連合長から総括的な御所見をお伺いいたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（堀田伸一） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） おっしゃるとおり、1円でも安くしていこうということは、私は減税を主張しておりますので、当然の仕事でございますが、こういう競争のない分野において、どうやってコストダウンをしていくかということはどうぞ問題でございます。医療というのは、その辺をぱっと思えば、それは、各病院や医者がそれぞれ使っているコストが本当に合理的かどうか。これ、わかりませんよね、公表されておられませんので。それは前から言っておりました。

そういうことでございますけれども、このところ、今、おたくも言われたように、何でもええで、医療費は必要経費を充ててどんどん上げていくというのなら、そんなことだったら、世の中、誰でもできるじゃないですか、そんなの。民間で商売やっとする人、ばかみみたいなもんですよ、そんなことが認められたら。

そういうことで、おっしゃるとおりでございますけれども、しかし、世界的に見ると、日本の医療というのは、多分世界一ではないかと、こういうやり方はですね。というのが普通言われているところでございます。

かといって、どうやって、また、高齢者のところだけ切り離して、その分のところはちゃんと別に考慮をする必要があるのではないかとこのも言い得るところでございますので。

よく言っておりますけれども、なかなか合意せんもんだで、わしも、ちょっと勉強もさせていただきたいと思っております。

○議長（堀田伸一） 通告のございました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第3号について、伊藤建治議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） それでは、議案第3号について、反対の立場から発言をいたします。

今回の改定は、被保険者均等割の5割と2割軽減の所得基準の引き上げもありますが、全体としては大幅に保険料率を引き上げる内容です。

平均保険料が8万3,781円だったものが、10.04%の引き上げ、9万2,191円まで引き上げられる。被保険者の人数で掛けますと、令和2年度で82億円もの負担増です。5割、2割軽減の対象拡大による軽減は7,800万円程度ですから、文字どおり、桁違いの負担増になるということです。

ここ数年の間に軽減特例の廃止、縮小、高額療養費の自己負担限度額の引き上げなど、急速に、そして大幅に負担増が強いられてきました。新年度もさらに所得が少ない方を狙い撃ちに、均等割額の軽減が縮小される。

これらが行われる中で、さらに今回、保険料率まで大幅に引き上げる。後期高齢者医療の被保険者の皆様は、戦中戦後の混乱の時代を必死に生き抜いて、身を粉にして働いて、家族を守り、焼け野原だった日本を経済大国にまで押し上げてきた方々です。ここに大幅な負担増が次々とやられているということ、到底容認できるものではありません。また、保険料率の引き上げを前提とした議案第7号の特別会計予算にも賛成できないということも申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（堀田伸一） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。
これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第4号「令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」と、日程第11、議案第5号「令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第4号及び議案第5号について、御説明申し上げます。

議案書の31ページをごらんください。

まず、議案第4号「令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございます。

今回、令和元年度一般会計予算の2回目の補正予算としまして、32ページの第1表にお示ししたとおり、歳入の5,422万3,000円の科目の組み替えを行うものでございます。

次に、同じく議案書の39ページをごらんください。

議案第5号「令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ248億5,031万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,732億2,841万4,000円とするものでございます。

一般会計補正予算、特別会計補正予算のそれぞれの内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきます。

議案参考資料の35ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算につきましてですが、3番、歳入予算説明をごらんください。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項において、「構成市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとする」と規定されているため、②前年度繰越金の平成30年度一般会計決算における歳入歳出差引額のうち、令和元年度予算未計上額の5,422万3,000円を①事務費負担金へ補填することにより、市町村の事務費負担金を減額するものでございます。

次に、議案第5号、特別会計補正予算につきましては、37ページから記載しておりますが、さらに1枚おめくりをいただき、38ページ、39ページをごらんください。

特別会計の補正内容は2点でございます。1点目は、右側のページの4番、歳出予算説明の⑨療養給付費118億4,721万9,000円の補正でございます。

これは、被保険者1人当たり医療給付費の見込みが、当初予算では年額86万4,321円でしたが、約1万2,000円増額し、87万6,692円となったため、療養給付費を増額するものでございます。

これに伴い、左側のページの歳入①療養給付費負担金現年度分から⑦後期高齢者交付金現年度分までの医療費の公費負担及び後期高齢者交付金を現時点での見込みにより補正しており、歳出の療養給付費の増額分との差し引き51億2,335万4,000円は、右ページ下の歳出⑩予備費に、表の下の上段の説明のとおり計上しているものでございます。

補正内容の2点目は、右側のページ一番上の歳入⑧前年度繰越金について、平成30年度決算における歳入歳出差引残額のうち、令和元年度予算未計上額78億7,974万円を予算措置するもので、歳出⑩予備費に、表の下の下段の説明のとおり計上するものでございます。

議案第4号及び議案第5号の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

まず、議案第4号「令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和元年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第6号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第6号について、御説明申し上げます。

議案書の49ページをごらんください。

議案第6号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1,361万6,000円でございます。

第2条において、一時借入金の最高額を1,000万円としております。

第3条において、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとしております。

なお、第1条第2項にございますように、款項の区分及び金額は、次の50ページ、51ページの第1表に記載しております。

予算の概要につきましては、令和元年度の当初予算との比較を中心に、議案参考資料に掲げさせていただいておりますので、議案参考資料41ページをごらんください。

ページ下の表の一般会計の行の一番右側の欄にございますように、令和2年度の一般会計当初予算案は、前年度比98.81%でございます。

次の42ページから45ページに、款ごとの対前年度比較を記載しております。

なお、別冊の予算に関する説明書の1ページから15ページに、一般会計の歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書をお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第7号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第7号について、御説明申し上げます。

議案書の53ページをごらんください。

議案第7号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,761億3,547万4,000円でございます。

第2条において、一時借入金の最高額を180億円としております。

第3条において、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとしております。

なお、第1条第2項にございますように、款項の区分及び金額は、次の54ページから56ページの第1表に記載しております。

予算の概要につきましては、先ほどの一般会計予算と同様、議案参考資料の41ページをごらんください。

特別会計の令和2年度当初予算案は、下の表の特別会計の行の一番右側の欄にありますとおり、前年度比104.82%となっております。

これは、各月末平均の被保険者数が97万9,319人と前年度比102.03%となる見込みである

こと及び1人当たり医療費が88万1,254円と前年度比101.96%となる見込みであることなどから、ページをおめくりいただき、48ページをごらんいただきまして、一番上の歳出の表の第1款保険給付費が前年度と比較し347億354万1,000円の増、率にして104.17%となることなどによるものです。

また、右側49ページの4番、保健事業費をごらんいただきまして、前年度からの主な変更点として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託料を新たに計上しております。

なお、別冊の予算に関する説明書の後半の17ページから特別会計の歳入歳出予算事項別明細書をお示ししております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） これより質疑を行います。

議案第7号に関して、伊藤建治議員から通告がありましたので、質疑を許します。

伊藤建治議員。

○議員（伊藤建治） 議案第7号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、お尋ねをいたします。

今予算においても、軽減特例が廃止、縮小される内容があります。これは、低所得者に対するものだという事は御指摘申し上げます。具体的には、均等割額の軽減について、8割軽減が7割の本則へ、そして、8.5割軽減が7.75割へ縮小されます。これらの影響を受ける人数と影響額をお尋ねいたします。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（堀田伸一） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 保険料軽減特例の見直しによる令和2年度予算への影響について、お尋ねをいただきました。

令和2年度予算における被保険者数及び第3号議案の改定後の保険料率で算出した保険料軽減特例の見直しによる影響人数とその影響額について、お答えします。

保険料軽減特例の見直しのうち、1点目の8割軽減から本則の7割軽減への見直しに伴う影響は、対象者数が16万8,258人で、影響額が約8億2,100万円でございます。

2点目の8.5割軽減から7.75割軽減への見直しによる影響は、対象者数が17万1,657人で、影響額が約6億2,800万円でございます。

以上でございます。

○議長（堀田伸一） 通告のございました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号「令和2年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第8号「第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 議案第8号について、御説明申し上げます。

議案書の57ページをごらんください。

議案第8号「第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」でございます。

ページ下の提案理由にありますように、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項として、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細やかな高齢者保健事業が推進されるよう、広域計画において、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携に関する事項を定めるよう努めなければならないことと規定されたため、第3次広域計画を変更するものでございます。

変更案は、59ページから64ページのとおりでございますが、内容につきましては、議案参考資料の51ページをごらんください。

2の変更内容でございますが、変更箇所は4カ所でございます。

(1)「第3 現状と課題」には、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、高齢者の保健事業と介護予防の取り組みとの一体化を図る規定が定められたことを追加するものでございます。

(2)「第4 基本方針」には、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるために、高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託できることを追加するものでございます。

(3)「第6 広域計画の期間及び改定」では、元号の表記を「平成33年度」から「令和3年度」に改めるものでございます。

(4)「別表」には、保健事業に関する事務として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事務の広域連合並びに構成市町村が行う事務の区分を追加するものでございます。

参考として、次の52ページ、53ページに第3次広域計画の新旧対照表を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀田伸一） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号「第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、「一般質問」を行います。

岡田ゆき子議員から通告がありましたので、質問を許します。

岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 通告に従い、質問いたします。

初めに、高齢者の6割が法定減免を受ける低所得者である中、軽減特例の廃止と保険料引き上げは、高齢者の経済的負担をさらに増やすことになり、次期の保険料引き上げは認められないものです。

保険料が確定した今、改めて、制度改悪によって経済的困難を強いられる後期高齢者に対し、広域連合として知恵を絞り、次期保険料に向けて軽減策を真剣に考えるべきです。

低所得者の保険料の負担を軽減する方法として、どのようなことが考えられるか、お聞きします。

昨年8月議会において、これまで立て続けに行われてきた軽減特例の廃止や、高額療養費の自己負担額引き上げによって、制度発足以来、最大の負担増になったことを指摘され、東京都広域連合が制度当初から独自の軽減を行っているので、やってはどうかと提案しました。具体的には、東京都広域連合は、葬祭費、審査支払手数料、保険料未収金の補填分について、区市町村負担としています。これらは全体の保険料上昇の抑制に充てています。同様に愛知県広域連合が行う場合、それぞれ必要額は幾らになりますか。

次に、短期保険証の発行について、お聞きします。

今年度から3年かけて軽減特例が廃止され、本則の7割、5割、2割軽減に戻されます。9割軽減だった方にとっては、保険料が3倍になります。現在でも保険料が払えず滞納となり、うち1割を超える方が短期間の保険証に切りかえられています。

市町村では滞納者に対し納付相談が丁寧に行われていると思いますが、滞納に対するペナルティーとしての短期保険証が発行され、さらに滞納処分として財産の差し押さえが制度上可能となっています。

まず、現状の確認ですが、全県で短期保険証の発行数、滞納者に対する発行率、また、短期保険証を受け取っておらず、役場で留め置きになっている件数がどれだけあるのかお聞きします。

次に、短期保険証の発行と収納率の関係についてお聞きしますが、短期保険証の発行は、期限が近づくたびに役所に出向く必要があるため、滞納者との接触の機会を持ち、納付を促すという目的があるとしています。しかし、果たして保険証を短期に切りかえて行政の窓口に出向いてもらうことが、滞納の解消に効果があるのか疑問です。県下の54市町村では、滞納者が0という市町村はないとお聞きしていますが、短期保険証を発行している自治体と発行していない自治体の数、また、それぞれの現年賦課分の保険料収納率がどうなっているかお聞きします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（堀田伸一） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 大きく2点、保険料の引き下げについてと短期保険証について、御質問をいただきました。

まず、保険料の引き下げに関する御質問のうち、低所得者を対象とした保険料の負担軽減策についてでございますが、被保険者均等割額に対する法定の7割、5割、2割の軽減

にさらに上乘せして愛知県独自の軽減を行うなど、所得が一定基準を下回る方を対象として軽減を行うことが考えられます。

なお、このような独自の保険料軽減を実施するに当たりましては、減となる保険料収入額に相当する額について、法定外の財源により補填する必要があるものでございます。

次に、東京都広域連合と同様の軽減を行う場合の必要財源の額につきまして、令和2年度予算に基づいてお答えいたしますと、葬祭費は27億6,180万円、審査支払手数料は15億2,762万円、保険料未収金の補填に必要な額は、3億7,908万8,000円でございます。

続きまして、短期保険証に関する御質問にお答えいたします。

まず、短期保険証の発行数、滞納者に対する発行率及び留め置き件数についてでございます。

1点目の短期保険証の発行数につきましては、令和元年12月末現在で県内37市町812件でございます。

2点目の滞納者に対する発行率につきましては、平成30年度決算時点で7.54%でございます。

3点目の短期保険証の留め置き件数につきましては、令和元年12月末現在で県内22市町146件でございます。

次に、短期保険証発行の有無ごとの自治体数及び保険料収納率について、お尋ねをいただきました。

平成30年度決算時点における短期保険証を発行している市町村数は33市町で、その現年賦課分保険料のうち、普通徴収分のみの平均収納率につきましては、99.65%でございます。

同様に、短期保険証を発行していない市町村数は21市町村で、平均収納率につきましては、99.59%でございます。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（堀田伸一） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） それぞれ答弁いただきましたので、再質問いたします。

まず、後期高齢者医療制度として、低所得者の保険料軽減には法定外の財源を補填して軽減を行うことが考えられるという答弁でした。国民健康保険では、法定外繰り入れに対して、決算補填などの目的、つまり赤字に対する法定外繰り入れは解消すべきという国の指導があるようですが、政策的判断による法定外繰り入れについては、愛知県国保運営方針においても、独自繰り入れを認めています。後期高齢者医療制度においては、こうした法定外繰り入れに対する考え方というものがあるのでしょうか、お聞きします。

東京都は、制度当初来、保険料を抑えるために、区市町村からも一般会計の繰り入れを行っております。

東京都広域連合にお聞きしました。次期保険料改定に向けて区市町村の意向調査というのを毎回行っております。62の自治体中52自治体が一般会計からの繰り入れは継続すると、そういう意向があり、3自治体は廃止を求めて、7自治体はその他の意見だったということで、広域連合としては、一般会計からの繰り入れを令和2年・3年度とも継続するという事になったということです。愛知県では、葬祭費だけでも市町村の繰り入れを行った場合、先ほどの答弁で27億6,180万円が必要財源だということですが、法定7割、5割、2

割軽減の人を対象に、この分、27億6,180万円を保険料軽減に充てた場合、1人当たり年間どれくらいの引き下げが可能になるのかお聞きします。

次に、短期保険証についても答弁いただきました。

まず、短期保険証の留め置きについてですが、県内22市町村で146件あるということでした。留め置きは、何らかの理由で役所に出向くことができない高齢者ではないかと考えると、事と場合によっては、受診が必要であっても受けられない、非常に深刻な事態もあるのではないかと、受療権だけではなく、生存権まで侵害することになると認識すべきだと思います。実際、留め置きしていた高齢者で死亡に至る事例がなかったのか、調査すべきだと思いますし、留め置きの保険証は、高齢者を来庁させるのではなく、ただちに届けるという対応に変えることを強く求めます。

そもそも短期保険証の発行という仕組みは、高齢者である滞納者に対して必要なのかという問題です。

答弁では、短期保険証を発行している33の市町と発行していない21の市町村の保険料の収納率が99.65%と99.59%、わずか0.06%の違い。違いと言えない結果です。それでも短期保険証の発行が収納率の向上に有効だとお考えでしょうか、お聞きします。

実際、収納率に変わりがないのであれば、短期保険証の発行の判断を市町村任せにするのではなく、発行していない自治体の経験も交流して、発行しない方針に切りかえてもよいのではないのでしょうか。認識をお聞きします。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 保険料の引き下げ及び短期保険証について、再度の御質問をいただきました。

私からは、保険料の引き下げに関する御質問につきまして、お答えいたします。

まず、後期高齢者医療制度における法定外繰り入れに対する考え方についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第102条及び第103条におきまして、国、県、市町村及び広域連合は、後期高齢者医療に要する費用に対し、法定外の補助金を交付することができることが規定されております。

そのため、市町村等からの法定外繰り入れを受け、保険料率の軽減に充てることは、制度上は可能となっております。

しかしながら、同法第2条第1項に法の基本的理念として、「国民は、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。」とありますように、後期高齢者医療制度創設の趣旨の1つが世代間の負担の公平と明確化であったことを考慮すれば、その大部分が現役世代の税負担である市町村の一般財源からの法定外繰り入れを受けることにつきましては、慎重な検討が必要なものと考えられます。

また、市町村から葬祭費相当額27億6,180万円の法定外繰り入れを行い、7割、5割、2割軽減該当者の方を対象に、保険料の引き下げに充てた場合の1人当たりの引き下げ額についてのお尋ねでございますが、令和2年度予算において、軽減対象者を56万3,992人と見込んでおりますので、1人当たりに換算すると4,896円となります。

私からは以上でございます。

○管理課長（山田耕平） 議長、管理課長。

○議長（堀田伸一） 管理課長。

○管理課長（山田耕平） 私からは、短期保険証の有効性及び発行しない方針への切りかえについてお尋ねいただきましたので、お答えします。

後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を担う市町村におきまして、文書・電話による催告・来庁の御案内及び臨戸訪問などにより接触を図る中で、個々の生活状況に即したきめ細かな収納対策を行っていただいているところです。

その収納対策の1つとして短期保険証を御活用いただいております。被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより、保険料の納付につなげるため交付しているもので、短期保険証の運用は適切に行われており、収納率の向上に一定の効果をもたらしているものと認識しております。

短期保険証を発行していない市町村の中には、収納率100%の2村を始めとして、初期未納対策などの日ごろのきめ細かな収納対策の結果、短期保険証を活用するに至らない市町村もございます。

一方で、平成30年度現年賦課分普通徴収の収納率ワースト10のうち、短期保険証を活用していない5市町が占めるなど、収納対策全般に検討の余地を残す市町も含まれており、活用していない市町村の平均収納率が県平均を下回る結果となっております。

広域連合といたしましては、市町村の収納対策について、組織体制や地域性などの違いを踏まえながら、短期保険証の活用を含め、きめ細かく対応していただいているものと考えており、今後につきましても、短期保険証を発行しない方針に切りかえることは考えておりません。

以上でございます。

○議員（岡田ゆき子） 議長。

○議長（堀田伸一） 岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） 短期保険証について、意見申し上げます。

短期保険証は、全国でも発行を控えるまたは廃止するという動きもあります。国民健康保険でありますけれども、横浜市は、2016年度から資格証明書を、昨年8月からは短期保険証を発行しないということにしました。横浜市では、「医療を受ける権利と滞納対策は切り離して、困っている住民の相談はしっかり対応するんだ」というふうに言っているわけですね。

発行してもしなくても、収納率自体は99%を超えて高いわけで、高齢者の短期保険証の廃止を真剣に検討することを求めます。

最後に、保険料の軽減について、再度連合長に質問します。

広域連合は独自の一般財源というのは持っていませんから、軽減のための法定外繰り入れについては、市町村の御理解を得ないとできません。愛知県の調査を見ても、74歳までの国民健康保険は42の自治体で低所得者に対する何らかの独自の減免制度を持っています。ところが75歳になった途端に保険が切りかわり、これまで受けていた減免制度が受けられないというものであります。その上、制度改定で低所得者の軽減特例が廃止になるという酷な保険料の結果、低所得者に課せられるということをどう認識されているか。

連合長は8月の議会でごうおっしゃっています。「確かに貧富の差が激しい。御苦労されている方が多い。東京が下げているんだったら、一遍ちゃんと調べてみて、福祉のほうも

充実させるというように挑戦していきたいと思っております」、こう言われていました。

先ほどの答弁では、制度上、保険料率の軽減のために法定外繰り入れは可能という説明でした。葬祭費分を市町村が実績に応じて負担することができれば、法定減免の対象である低所得者に1人平均で5,000円近い軽減ができるということですから、東京でやっていることを愛知県の広域連合でも実現していただきたいと思えます。

市町村の一般財源を繰り入れることについては、現役世代に負担をさせるという理由で慎重な検討が必要だというふうにも言われました。しかし、現役世代は働いた収入に応じて負担ができるのであって、現役世代が高齢になれば、当然収入は減少します。現役世代が高齢になったときに、少ない負担で医療を受けられることで安心して年をとることができるのではないのでしょうか。本当の負担の公平というのはそういうことではないかと思えます。誰もが高齢期を迎えるのでありますから、低所得者に対する保険料の軽減制度、自治体の一般財源へお願いして繰り入れるという道を開いていただきたいと思えます。「高齢者だけを切り離して保険料が上がる仕組みについてはどうしたらいいか、勉強させてもらう」と先ほども答弁されました。連合長の見解をお聞かせください。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（堀田伸一） 河村広域連合長。

○広域連合長（河村たかし） 保険料を一円でも下げるのは大事なことで、その割に名古屋の減税に反対しておられるということは何ということだという話ですけれども、これは。

そういうことでございますけれども、ちょこっとでも下げられないかということは事実なんですよね。だけど、それを一般財源に求めるのはいかん。本来は医療のいろいろな改革に求めないといけない。

だけど、先ほども言いましたように、なかなかそれは本当に難しいですね。例えば、病院長とか理事長が幾ら給料をもらっとるかだと。もっともシンプルなことを言いますと、そういうものはわかりません、はっきり言います。あんまり看護師さんのこと言うと、あなたのところが嫌がるので言わないほうがいいかわからんですけど。そういう改革でやってかないといけないですけど、いずれにしても、下げるには全市町村の了解が要ることなんです。そういうことだから、実情は非常に難しいというのは、当局が来て、この間言っていました。

だけど、やってみたらどうだとは思いますがね。だから、皆さんが、ちょうど議員の方がたくさん見えますので、それぞれの市町村で提案せないかんです。一応、一般会計からの繰り入れということでしか普通はできないものですから。構造改革。構造改革という名前もちょっと最近はいけないけれども、医療のいろいろな無駄な支出はないかということをチェックしていくことが一番いいと思う。

だから、一遍、いいですか、皆さんにお願いしても、各市町村で、そういう話です。全員がイエスと言わないといけないですよ。

事務局長が何か力なく「はい」って言うておりますけど、そういうことですから、一遍、ちょっと議長は考えていただいて、皆さんのやっぱりある程度了解をもらわないと、これ、せつかく集まっているところですので。僕が無理やり議決とってきてくださいというわけにもいかないものですから、その辺のことは考えてみたらどうかと思えますね。

それと、一般会計でやる場合は、やっぱり若い人への負担で年寄りばかりを楽にすると

いう論理が、それは一般的にそう言われているんですけど、まあ1つはそうでもないのではないかと。特に消費税においては年寄りも払いますんでね。だから、そうではないのとは思いますけれども。まあ、いずれにしろ、御参集の皆さんの議会で全部オーケーをとることが可能かどうか、一遍ちょっと、議長ともよく考えてください。

○議長（堀田伸一） それでは、これで一般質問を終わります。

次に、日程第16、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（宮澤信夫） 失礼いたします。

日程第16、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は令和2年1月17日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長 森谷光夫さんと、全日本年金者組合愛知県本部執行委員長 伊藤良孝さんで、紹介議員は伊藤建治議員、岡田ゆき子議員でございます。

請願事項は、1. 2020年度改定では、保険料を引き上げないでください。2. 愛知県内の多くの国民健康保険で実施されている低所得者に対する独自の保険料軽減制度を設けてください。3. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。4. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、愛知県国民健康保険運営協議会と同様に、広く被保険者から公募するよう改めてください。5. 国に対して、次の項目の意見書を提出してください。①次期保険料率改定に向けて、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充してください。②後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例の撤廃をしないでください。というものであります。

以上でございます。

○議長（堀田伸一） 本件請願について、当局に現状の説明を求めます。

○事務局長（小野坂 潔） 議長、事務局長。

○議長（堀田伸一） 事務局長。

○事務局長（小野坂 潔） 請願第1号につきまして、現状の説明を申し上げます。

1点目の保険料を引き上げないことについてでございます。

議案第3号にございましたとおり、後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、この期間の財政の均衡を保つことができるよう、保険料率を定めることとされております。

今回の保険料率の改定では、何も保険料率の増加抑制策を講じない場合、軽減後の1人当たり平均保険料は、平成30・令和元年度に比べ15.74%の増となるところを、剰余金83億円と県財政安定化基金29億円を活用することにより、10.04%の増に抑制することとなったものでございます。

2点目の低所得者に対する愛知県独自の保険料の軽減制度の創設についてであります。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、全国一律の制度として設計されているものであるため、低所得者に対する保険料軽減については、全国一律の措置として、国の制度どおり行っております。

3点目の短期保険証の発行、財産の差し押さえの取りやめについてであります。

短期保険証につきましては、一般質問への答弁にもございましたとおり、市町村において、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料未納者に対し納付相談の機会を設けることにより、保険料の納付につなげるために発行しているものでございます。

また、財産の差し押さえを含む滞納処分につきましては、市町村において納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行い、滞納者の生活状況等を十分に把握した上で、十分な収入・資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行われているものでございます。

4点目の懇談会の委員の公募の方法についてであります。

後期高齢者医療制度には、75歳以上の方は全員御加入いただくこととなっております。

そのため、100万人近い被保険者の方々の中には、本制度についてさまざまな御意見をお持ちの方がお見えであり、また、制度の内容をよく御理解いただいている方もいらっしゃれば、余り御存じない方もお見えになるものと考えております。

当広域連合といたしましては、そうした皆様から、制度の周知方法を初めとして、広く御意見を頂戴することも必要と考え、公平な公募方法として、広く全被保険者の皆様の中から無作為に抽出させていただいた方に委員をお願いしているものでございます。

5点目の国に対して意見書を提出する件のうち、①の次期保険料率改定に向けた定率国庫負担割合の増加等の国による財政支援の拡充についてであります。

全国後期高齢者医療広域連合協議会から、各都道府県の広域連合の要望を取りまとめた後期高齢者医療制度に関する要望書を、令和元年6月12日に厚生労働大臣に宛てて提出しております。

この要望書では、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、十分な措置を講じることなどを求めておりましたが、国において財政支援の拡充が図られなかったことから、本日、議案第3号において後期高齢者医療に関する条例の一部改正案をお諮りし、従来の制度に基づく保険料率の改定につきましてお認めいただいたところでございます。

続きまして、②の後期高齢者の窓口負担割合引き上げや保険料軽減特例の撤廃を行わないことについてであります。

先ほどの国に対する要望書では、後期高齢者の窓口負担のあり方については、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とし、検討を慎重に進めること、元被扶養者に対する所得割額の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、実施される場合は、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行制度を継続することなどについても求めており、その後、令和元年11月14日にも改めて厚生労働大臣宛てに同様の要望を行っております。

なお、低所得者の保険料均等割額に係る軽減特例につきましては、平成31年2月の定例会で条例の一部改正をお認めいただき、今年度から段階的に縮小され、令和2年度をもって廃止となるものでございます。

請願についての現状の説明は、以上でございます。

○議長（堀田伸一） 請願第1号について、質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

岡田ゆき子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

岡田ゆき子議員。

○議員（岡田ゆき子） ただいま議題となっております請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」について、請願項目の採択を求めて討論いたします。

政府は、全世代型社会保障検討会議を昨年9月に立ち上げ、社会保障全般にわたる改革を進めています。その内容は、年金の削減、医療・介護の負担増と給付削減、医療機関の廃止統廃合による病床数削減、さらに保育予算の削減など、全世代に痛みを伴うものです。消費税増税分は、社会保障のために使うという説明自体が崩れていると言わざるを得ず、こうした負担増は、低所得者にとって重く、格差をさらに広げることになります。

後期高齢者医療制度では、軽減特例の廃止について、これまでも世代間の公平性の観点から見直しを行うと説明されてきました。また、政府が今提案している75歳以上の原則窓口2割負担は、現役世代との負担の公平性と称して進めようとしています。

しかし、高齢になるほど医療機関を受診する割合は当然高く、複数の病気を抱え、治療にも時間がかかり、医療費が現役世代よりも多くならざるを得ないという実態を無視するものです。後期高齢者の窓口負担の引き上げは、実質的には現役世代の何倍にも重くなり、不公平を招きかねません。

現役世代が健康で働くことにより保険料負担ができるのであり、現役世代が高齢者になったときに、安心して安い窓口負担で医療を受けることができる環境こそ、整えていかなければなりません。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は昨年11月に厚労省に要望書を提出しています。一部負担の引き上げについて、「高齢者の受診控え、重症化につながるおそれがある」とも指摘しています。請願にある国への財政支援を求めること、窓口負担の引き上げを行わないことなど、国へ意見を上げることは議会としてできることであります。

こうした制度に対し、広域連合として、当事者の意見を広く反映させる仕組みは必要です。後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員を広く被保険者から公募すべきだと考えます。

以上、請願の採択を求めて、討論を終わります。

○議長（堀田伸一） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀田伸一） 御着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（河村たかし） 議長。

○議長（堀田伸一） 河村広域連合長。

（河村広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（河村たかし） 広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさ

つを申し上げます。

本日の定例会に提出いたしました議案につきまして、御議決を賜り、まことにありがとうございました。

当広域連合といたしましては、今後とも市町村を始めとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者の方々はもとより、現役世代や住民の皆様の負担のバランスをもとに成り立つ、後期高齢者医療制度の適切な運営にしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（堀田伸一） これをもちまして、令和2年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 堀田伸一

署名議員 伊藤建治

署名議員 大沢秀教